

エスシーシー 人権方針

1. 前文

株式会社エスシーシー（以下「当社」といいます。）は、すべての人の基本的人権を尊重することを、社会的責任の根幹であると認識しています。

2. 適用範囲

本方針は、当社のすべての取締役および社員（契約社員、派遣社員、出向者、協力会社社員、嘱託社員、アルバイト、退職後1年以内の者を含む）に適用されます。

また、各自が本方針および「社員就業規則」を理解し、当社のサプライチェーンやその他のビジネスパートナーに対しても、本方針の趣旨を共有し、人権を尊重する行動を求めてまいります。

3. 国際的枠組みの支持

当社は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」および、「国際人権章典」、ILO「労働における基本原則及び権利に関する宣言」などの国際的に認められた人権規範を支持・尊重します。また「国連グローバル・コンパクトの10原則」に賛同する企業として、国際社会との連携を重視した責任ある行動を継続していきます。

4. 法令遵守と国際規範との整合

当社は、事業活動を行う各国・地域の法令を誠実に遵守します。万一、国際人権規範と法令の間に矛盾がある場合には、国際的に認められた人権を最大限尊重するための措置を検討・実施します。

5. 人権に関する重点的取組事項

当社は、以下の人権課題を重点分野として認識し、改善・防止のための継続的な取り組みを行います。

(1) 強制労働・児童労働・人身売買の禁止

いかなる形態の強制労働、児童労働、人身売買も禁止し、サプライチェーンにおいても同様の基準を適用します。

(2) 差別・ハラスメント・非人道的な扱いの排除

人種、国籍、性別、宗教、信条、出生、年齢、障がい、性的指向、性自認、社会的身分、雇用形態等を理由とした不当な差別やハラスメント、非人道的な扱いを排除します。

(3) 多様性・公平性・包括性（DEI）*1の推進

多様な価値観・背景・個性を尊重し、すべての人が平等に機会を得られる環境を構築します。

*1.DEI

「Diversity（多様性）」「Equity（公平性）」「Inclusion（包括性）」の頭文字をとった言葉で、多様な個性を尊重し、誰もが最大限の能力を発揮できる環境を目指す考え方です。

(4) 労働安全衛生の確保

職場における災害・事故の防止と、心身の健康を守るため、安全で衛生的な労働環境を整備します。18歳未満の若年労働者を業務に従事させず、また適切な対策および是正措置を講じます。

また、職務上の安全に対するリスク、人命・身体の安全を損なう災害・事故などの緊急事態に備え、行動手順の作成、必要な設備などの設置、災害時にその行動がとれるように教育・訓練を行います。

(5) 結社の自由および団体交渉権の尊重

労働者の結社の自由および団体交渉権を尊重し、正当な労使関係を構築します。

(6) 適正な労働時間

労働時間に関する法令を遵守するとともに、適切な休息を確保し、過重労働の防止に努めます。

(7) 公正な賃金の支払い

最低賃金を遵守することはもとより、同一労働同一賃金の原則に基づいた公正な報酬体系を構築します。

(8) プライバシーの尊重

個人情報・従業員情報・顧客情報等の機密性の高い情報を適切に取り扱い、情報主体のプライバシー権を尊重します。

(9) サプライチェーンにおける人権尊重

調達先や委託先に対しても、人権尊重を求め、必要に応じて是正措置や協議を行います。

(10) 地域社会への配慮

地域住民や関係者の文化・慣習・安全・健康に配慮し、地域と共生する企業市民として行動します。

6. 人権デューデリジェンス*2

当社は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権への負の影響を特定・評価・是正するための人権デューデリジェンスを実施し、その実施状況や対応についての説明責任を果たします。

*.2 人権デューデリジェンス

企業が人権侵害を行わないようにするための義務として、また人権侵害に負担しないように定めたような注意義務のこと。規格として企業などに要求しています。

7. 救済・是正措置

当社が直接的または間接的に人権侵害に関与したことが明らかとなった場合、苦情処理メカニズムや社内外の通報制度を活用し、迅速かつ適切に救済・是正を行います。

8. ステークホルダーとの対話

当社は、人権に関する実際のまたは潜在的な負の影響について、従業員、取引先、地域住民、NGO などのステークホルダーと誠実な対話を重ね、社会的信頼の向上に努めます。

９．情報開示

当社は、人権に関する取組みや人権デューデリジェンスの実施状況について、影響を受ける関係者に配慮したうえで、適宜開示します。開示に際しては、企業秘密や個人情報にも十分な配慮を行います。

１０．推進体制

当社は、コーポレートガバナンス推進室を中心とした体制のもと、本方針の浸透と実効性のある運用を図ります。また、内部通報制度やリスク管理体制と連携し、人権侵害の予防・是正を実効的に行います。

１１．教育・啓発

当社は、コンプライアンス意識の定着を目的とし、全社員に対し、定期的な教育・研修を継続的に実施します。職位や職務内容に応じた教育体系のもと、eラーニングや集合研修など多様な手段を用いて、実効性ある啓発活動を行います。また、取引先や関係企業などのステークホルダーに対しても、必要に応じて理解促進に向けた働きかけを行います。

制定日 2025 年 11 月 1 日

代表取締役社長

春日 邦彦

発行履歴 2025 年 11 月 1 日 初版